

【学士・留学生】新型コロナウイルス感染症による家計急変に伴う授業料免除申請について（前期）

新型コロナウイルスの感染拡大により家計が急変し、経済的理由により授業料の納付が困難となった方を対象とした授業料免除の申請を受け付けます。
なお、既に通常の「特別授業料減免制度」に申請している場合でも、要件を満たす場合は、申し出ればこちらの「家計急変区分」に変更することができます。
希望される方は、下記の案内をよく読み、郵送にて申請書類を提出してください。

◆申請資格

以下のいずれかの要件を満たす者

1. 公的な援助（対象となる制度は別紙参照）の受給が決定している者
2. 新型コロナウイルスの感染拡大により収入が減少した者のうち、次のいずれかの要件を満たす者
 - a. **昨年日本において、本人及び同居する家族に** 130万円以上のアルバイト代等の収入があり、かつ減収後の**日本での**アルバイト代等の収入が1/2以下となった者
 - b. 昨年度に本学で授業料免除の申請をしている在学学生であり、かつ、**本人及び同居する家族**の昨年の主たる収入がアルバイト代等であったが、減収後の**日本での**アルバイト代等の収入が1/2以下になった者

◆申請期間

以下の二回に分けて、それぞれ指定された書類を郵送で提出してください。

一次書類提出期間	2020年6月1日（月）～2020年6月12日（金）
二次書類提出期間	2020年7月1日（水）～2020年7月10日（金）

※レターパックライト又は簡易書留郵便等の追跡可能な形式での送付を推奨します。

※期限後に到着した申請書類については、一切受け付けません。

◆提出書類

《一次提出書類》 ※既に通常の授業料免除に申請している方は、①のみを提出してください。

① 家計急変による申請に係る一次提出書類

1-A	新型コロナウイルスによる家計急変申立書	
1-B	本人宛の受付票受理通知用封筒 （長形3号）	: 住所・氏名・学籍番号を明記し84円切手を貼付すること 返信先の住所は必ず国内の住所とすること

家計急変申立書の様式ダウンロードはこちら

https://www.titech.ac.jp/enrolled/tuition/pdf/2020uf_sinsei_yoshiki1stA.pdf

② 通常の授業料免除の一次提出書類

1-1 授業料免除兼徴収猶予願（別紙様式第5号）	: 免除希望者は1-1を提出（1-2は提出不要）
1-2 授業料徴収猶予願（別紙様式第6号）	: 猶予希望者は1-2を提出
1-3 在留カード（両面）（写）	
1-4 国民健康保険証（写）	
1-5 住居費を証明する書類	: 「賃貸契約書（写）」又は住居の契約に係る申告書（様式UF1-5-1） 本学学生寮に居住の場合は、入寮状況申告書（様式UF1-5-2） 同居者がいて家賃負担額が契約書と異なる場合は、ルームシェアに係る費用の申告書（様式UF1-5-3） を提出すること
1-6 本人宛の通知用封筒	: 住所・氏名・学籍番号を明記し84円切手を貼付すること 研究室宛（学内便、切手不要）も可。研究室名（指導教員名はフルネーム記載）・メールアドレスを明確に 記入すること

様式ダウンロードはこちら

https://www.titech.ac.jp/enrolled/tuition/pdf/2020_uf_sinsei_yoshiki1st.pdf

《二次提出書類》※①と②を提出してください。

① 家計急変による申請に係る二次提出書類

: 新型コロナウイルスによる家計急変の影響を受けたことが証明できる書類

公的な援助を申請した方	⇒	・公的支援の受給証明書または採用が決定したことがわかる書類
給与収入が昨年に比べて1/2以下に減少した方	⇒	申請者本人と生計維持者（同居の家族）について、下記全ての書類を提出 ・2020年（令和2年）の課税証明書 ・直近（2020年5月以降）の給与明細一ヶ月分の写し
給与以外の収入が昨年に比べて1/2以下に減少した方	⇒	学生支援課にメールにて、状況説明の上ご相談ください。

② 通常の授業料免除の二次提出書類

2-1 授業料免除及び徴収猶予電算処理票 （様式UF2-1）	: 所属・氏名・学籍番号を記入すること 「免除及び徴収猶予」又は「徴収猶予のみ」のいずれかにチェックすること
2-2 経済生活状況申告書（様式UF2-2）	
2-3 授業料免除申請書類チェックリスト （学士課程・私費留学生）（様式UF2-3）	

2-4 収入状況を証明する書類	: チェックリストでチェックした場合に必要な書類は全て提出
2-5 その他参考となる証明書類	: チェックリストでチェックした場合に必要な書類は全て提出

様式ダウンロードはこちら

https://www.titech.ac.jp/enrolled/tuition/pdf/2020_uf_sinsei_yoshiki2nd.pdf

◆書類の送付先

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 W8-102
東京工業大学 学生支援課 経済支援グループ

※封筒には「**学士授業料免除（家計急変）書類在中**」と必ず記載してください

※レターパックライト又は簡易書留郵便等の追跡可能な形式での送付を推奨します。

◆Q&A

Q1	今回この新型コロナウイルスによる家計急変枠（以下、「家計急変枠」とする）で授業料免除を一度申請したら、後期は何も手続きをしなくてよいのでしょうか。
A1	通常の授業料免除とは異なり、後期にも提出が必要な書類があります。そのため、判定結果については前期と後期で別々に判定・通知いたします。詳細は改めて案内いたします。
Q2	申請資格のところに「公的な援助の受給が決定している者」とありますが、一次書類提出期間の時点で、まだ申請中（または申請予定）の状態です。その場合、家計急変枠の授業料免除には申請できないのでしょうか？
A2	一次書類提出の時点では、公的援助を申請中（または申請予定）であっても申請可能です。ただし、二次書類提出の際に、公的な援助の受給決定通知や、受給証明書の提出が必須となりますので、ご注意ください。
Q3	留学生の申請資格の2-bについて、「昨年の主たる収入がアルバイト代等であった」という記載がありますが、それはどのような状態のことを言いますか。
A3	昨年の収入全体に対して、アルバイト代が半分以上を占める場合を言います。
Q4	通常の授業料免除を既に申請しているのですが、家計急変枠での申請に変更したいです。何か注意点はありますか。
A4	通常の授業料免除とは異なり、今回だけではなく後期にも提出が必要な書類が発生しますので注意してください。そのため、通常の授業料免除とは異なり、前期と後期で別々に審査・判定をいたします。前期と後期で判定が違うこともあり得ます。
Q5	Q4のほかに、通常の授業料免除申請から家計急変枠での申請に変更することによる、審査方法の違いはありますか。
A5	通常の授業料免除制度においても書類提出時の最新の収入状況で審査をしているため、家計急変枠に変更することによる審査上の違いはありません。ただし、家計急変枠への申請状況については、学生の実態把握のために使用させていただきます。

Q6 申請資格を満たし、家計急変枠で申請さえできれば、誰でも授業料免除になりますか。

A6 審査については通常の授業料免除と同様、学業基準・資産基準・収入基準により総合的に行います。審査の結果、「不許可」や「半額免除」となる可能性もございます。

Q7 前期の判定結果はいつ頃わかりますか。

A7 9月中旬を予定しております。また、結果については研究室へ学内便で送付する予定です。直接受け取りを希望する場合は、別途申し出てください。

◆問い合わせ先

・分からないことがありましたら、下記担当グループにメールでお問い合わせください。

メールには学籍番号・氏名・電話番号は必ず記載してください。折り返しメールで回答させていただきます。

学生支援課経済支援グループ：gak.kei@jim.titech.ac.jp

新型コロナウイルスによる家計急変枠：申請する際の申請資格にある「公的支援」の例

※1 東京工業大学では、下記の制度についての質問はお受けできません。それぞれの実施機関に直接お問い合わせください。

※2 下表の制度の実施機関では、東京工業大学の授業料免除制度についてお答えできません。

※3 今後、関係省庁の検討状況等により、下表を更新することがあります。

※4 以下は例示であり、その他の支援においても該当し得るため、詳細は日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症による家計急変『事由発生に関する証明書類』に関する Q&A（令和2年5月1日版）」を確認してください。

	制度の名称	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金（新型コロナウイルス対策マル経融資）	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号，セーフティネット保証5号，危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	（独）中小企業基盤整備機構	
6	小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
7	緊急小口資金、総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込む必要があります。